

階層 区分	市 民 税 の 課 税 状 況 等		保 育 料				【月額/円】
			【第1子】3 歳 未 満 児		3 歳 以 上 児		
			標準時間	短時間	標準時間	短時間	
A	生 活 保 護 世 帯		0		0		
B	非 課 税		0		0		
C1	均 等 割 の み 課 税		12, 200		12, 000		
C2	市 民 税 所 得 割 額 ②	4, 800 円 未 満	13, 900		13, 700	3 歳未満児 … 0・1・2 歳児クラス	
C3		4, 800 円 以上 48, 600 円 未 満	15, 600		15, 400	3 歳以上児 … 3・4・5 歳児クラス	
C4		48, 600 円 以上 56, 800 円 未 満	17, 600		17, 200	第2子以降の保育料は無償です。 【条件】認可保育施設を利用しており、 同一生計の上の子がいる。 ※原則手続不要（上の子が別居している場 合などは、手続が必要な場合あり）	
C5		56, 800 円 以上 65, 000 円 未 満	19, 700		19, 300		
C6		65, 000 円 以上 73, 000 円 未 満	21, 800		21, 400		
C7		73, 000 円 以上 81, 000 円 未 満	24, 000		23, 600		
C8		81, 000 円 以上 89, 000 円 未 満	26, 500		26, 100		
C9		89, 000 円 以上 97, 000 円 未 満	30, 000		29, 600		
C10		97, 000 円 以上 111, 400 円 未 満	32, 500		31, 900		
C11		111, 400 円 以上 125, 800 円 未 満	34, 000		33, 400		
C12		125, 800 円 以上 140, 200 円 未 満	37, 500		36, 900		
C13		140, 200 円 以上 154, 600 円 未 満	39, 000		38, 400		
C14		154, 600 円 以上 169, 000 円 未 満	44, 500		43, 900		
C15		169, 000 円 以上 301, 000 円 未 満	57, 000		56, 100		
C16		301, 000 円 以上 397, 000 円 未 満	61, 200		60, 000		
C17		397, 000 円 以上	80, 000		78, 400		

3 歳以上児の保育料は無償ですが、副食費（おかず代等）が必要です。ただし、市民税所得割額②が 57, 700 円未満（ひとり親世帯 / 障がいのある人がある世帯は、市民税所得割額②が 77, 101 円未満）の世帯は副食費が免除されます。

また、保育所などの就学前施設に3人以上通所されている場合は、市民税所得割額②に関係なく、3人目以降は副食費が免除されます。

※副食費の金額及び納付方法については、各施設へお問い合わせください。

【市民税の課税状況と課税額】

保護者・扶養義務者の合算額で算定します。所得割の額は、住宅借入金等特別控除・配当控除・外国税額控除・寄附金控除等の税額控除前の額で算定します。——市民税所得割額②

階層区分の決定は、年少扶養親族が3人以上の場合は、市民税所得割額②から19,800円×（年少扶養親族の数－2）を減算します。この計算では所得割の額を0円以下にはしません。——市民税所得割額③

ひとり親世帯 / 障がいのある人がある世帯の保育料

次の要件を全て満たす場合は、右の保育料表〔特例〕が適用されます。

①ひとり親と認定される世帯又は世帯員が障がい者手帳等を所持している。

②市民税所得割額②が77,101円未満

■ 保育料表〔特例〕

階層 区分	保 育 料				【月額/円】
	【第1子】3 歳 未 満 児		3 歳 以 上 児		
	標準時間	短時間	標準時間	短時間	
B②	0	0	0	0	
C1②					
から					
C7②	4,800	4,800	0	0	
まで					
(市民税所得額A 77,101 円未満)					